

入札予報

委託業務番号	令和4年度 第98号	
委託業務名称	クリスタルプラザダイオキシン類等測定分析業務	
委託業務場所	別紙仕様書のとおり	
履行期間	契約締結日の翌日から 〃日開 令和5年3月20日まで	
入札日時	令和4年5月24日 午前10時00分	
入札場所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 会議室	
No.	業者名	委託業務概要
1	東京テクニカル・サービス(株)西日本支店	クリスタルプラザダイオキシン類等分析業務
2	(株)近畿分析センター	
3	(株)日吉	
4	エヌエス環境(株)西日本支社	
5	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	
6	中外テクノス(株)関西支社	
7	(株)エヌ・イーサポート 大阪支店	
8	(株)北陸環境科学研究所	
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

くじになった場合に
備えての3桁以内の
任意の数字記入欄

--	--	--

※記入がない場合
は000とみなす

入 札 書

1 入札金額 (総額・税抜)			億	千	百	十	万	千	百	十	円
2 委託業務番号	令和4年度 第98号										
3 委託業務名称	クリスタルプラザダイオキシン類等測定分析業務										
4 委託業務場所	別紙仕様書のとおり										
5 入札保証金額	免除										

上記の金額をもって契約したいので、仕様書、契約書案および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）ならびに指示事項を承知して入札いたします。

なお、同価の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

入札者 商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者

湖北広域行政事務センター管理者 職務代理者
湖北広域行政事務センター副管理者 浅見宣義

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

【入札書郵送方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入れる。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留又は簡易書留**で入札書送付先に郵送する。
①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒を作成してください**。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

(1) 内封筒（表）

案件名	令和○年度 第○号 ○○委託業務
開札日	令和○年○月○日

(2) 内訳書

入札書	+	内訳書 (指示がある場合)
-----	---	------------------

(1) 内封筒（裏）



(3) 外封筒（表）

〒526-0021
長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター
総務課 宛

簡易書留
一般書留

入札書在中と朱書してください

入札書在中

(3) 外封筒（裏）

①案件名
②開札日
③入札者の名称
④入札者の電話番号
⑤入札者のFAX番号
⑥担当者氏名

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター管理者 職務代理者
湖北広域行政事務センター副管理者 浅見宣義 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 委 託 業 務 番 号 令和4年度 第98号
- 2 委 託 業 務 名 称 クリスタルプラザダイオキシン類等測定分析業務
- 3 委 託 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

特記仕様書

業務番号 令和4年度 第98号
業務名称 クリスタルプラザダイオキシン類等測定分析業務
業務場所 長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ ごみ焼却処理施設

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和2年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和2年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、施工記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。
- (4) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (5) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (6) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該業務を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(材料)

第4条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第6条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	検査結果報告書（計量証明書） ※次の①～④の事項について整理し、報告書を作成すること。 ①主任技術者による測定分析結果及び評価ならびに考察 ②試料採取及び測定分析方法 ③分析チャート ④測定及び試料採取、分析状況写真集	3
主任技術者届	2	業務完了届	2
工程表	2	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

業務内容

第1 業務概要

本業務はクリスタルプラザごみ焼却処理施設からのダイオキシン類等の排出実態等を調査し、把握することにより、当施設を適正に維持管理するための基礎資料とすることを目的に行うものである。

第2 履行期間等

契約締結日の翌日から令和5年3月20日までとする。なお、試料採取予定日については、下記のとおりとし、その都度報告書を提出すること。

また、本業務については、別に発注する令和4年度第99号ダイオキシン類等測定分析業務（クロスチェック）の受注者との2業者同時測定とする。

（試料採取予定日）

- ① 第1回ダイオキシン類等測定（排ガス中のダイオキシン類についてはクロスチェックを行う。） 令和4年6月8日、9日の両日
- ② 第1回排ガス測定 令和4年9月14日または15日の1日
- ③ 第2回ダイオキシン類等測定（排ガス中のダイオキシン類についてはクロスチェックを行う。） 令和4年11月16日、17日の両日
- ④ 第2回排ガス測定 令和5年1月19日または20日の1日
（水銀の濃度測定は①、②、④の測定日に実施すること。）

*ただし、施設運転等の都合により予定日の変更もあり得る。

第3 業務内容

当センターごみ焼却処理施設の煙突より排出される排ガス中のダイオキシン類、一酸化炭素、酸素、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、鉄分、水銀などの各濃度の測定分析業務を行うもの。

試料の採取ならびに時間等については、当センターと事前協議のうえで計画的に実施すること。試料の採取箇所は、各焼却炉のバグフィルター入口、バグフィルター出口、煙突サンプリング孔の3か所とする。

また、排ガス中のダイオキシン類濃度測定は、1炉ごとに2日間に分けて実施することとし、その他ばいじん等の項目等については、別紙、項目仕様書のとおりとする。

第4 計量の方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」

「日本工業規格 k0102」「環境省告示第59号、同第64号」

※ダイオキシン類濃度測定については、日本工業規格 k0312 の「工業用水・工業排水

中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法（平成11年9月20日）」、「平成12年厚生省告示第7号ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件」、「平成11年環境庁告示第68号」、「平成17年環境省告示第92号」に規定する方法による。

第5 その他

- (1) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。
- (3) 業務費用の支払いについては、全ての業務が完了したのちに支払いを行うものとする。

項目仕様書

*測定分析項目および方法

No.1

測定分析項目	検体数	測定分析方法
◎ダイオキシン類濃度 排ガス ○ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs) 濃度 ○ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 濃度 ○コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) 濃度 (3検体×2炉×年2回=12検体)	12	JIS K 0311 (2008)
◎一酸化炭素濃度 (自動連続測定) (3検体×2炉×年2回=12検体)	12	JIS K 0098 JIS K 0151 JIS B 7951
◎酸素濃度 (自動連続測定) (3検体×2炉×年2回=12検体)	12	JIS K 0301
◎ばいじん濃度 (1検体×2炉×年4回=8検体)	8	JIS Z 8808
◎硫黄酸化物濃度 (1検体×2炉×年4回=8検体)	8	JIS K 0103
◎窒素酸化物濃度 (1検体×2炉×年4回=8検体)	8	JIS K 0104

◎塩化水素濃度 (1検体×2炉×年4回=8検体)	8	J I S K 0 1 0 7
◎鉄濃度 (1検体×2炉×年4回=6検体)	8	J I S K 0 0 8 3 JIS K 0102-57.2
◎水銀濃度 (1検体×2炉×年3回=6検体)	6	環境省告示第94号（排出ガス中の水銀測定法）に基づく方法
◎排ガス温度（連続測定とする。）	各炉毎	J I S Z 8 8 0 8

※特記事項

本業務の「排ガス中のダイオキシン類濃度」については、別に発注する令和4年度第99号ダイオキシン類等測定分析業務（クロスチェック）の受注者との2業者同時測定分析を実施する。